

平成23年

東京都教育委員会臨時会会議録

日 時：平成23年4月22日（金）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成23年4月22日

## 東京都教育委員会臨時会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第45号議案 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級  
編制基準の一部改正について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	大 原 正 行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大 原 正 行
	次長	松 田 芳 和
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	庄 司 貞 夫
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	松 山 英 幸
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	岡 崎 義 隆
	福利厚生部長	谷 島 明 彦
	教育政策担当部長	中 島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前 田 哲
	人事企画担当部長	高 畑 崇 久
（書 記）	総務部教育政策課長	黒 田 浩 利

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年教育委員会臨時会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、産経新聞社1社からの申し込みがございました。また、産経新聞社1社からは冒頭のカメラ撮影の申し込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室をしていただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 3月24日開催の前々回第5回定例会会議録及び3月30日開催の臨時会会議録が机上配付されておりますので、次回までに御覧いただき、次回定例会で御承認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 議 案

第33号議案 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編  
制基準の一部改正について

【委員長】 第45号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正についての説明を、地域教育支援部長及び人事部長のお2人をお願いいたします。

【地域教育支援部長】 小学校第1学年の学級編制の標準を40人から35人に引き下

げる内容の標準法が、先週末、参議院で可決され、本日公布されました。これに伴い、東京都の公立小中学校等に係る学級編制基準を改正したいという内容の議案でございます。

改正内容については新旧対照表で御説明したいと思いますので、資料の3枚目をお開きください。上段が改正案、下段が現行となっております。現行の欄ですが、「小学校 同学年の児童で編制する学級 四十人」は、改正前の標準法に従い40人となっております。上段の改正案では、「四十人（第一学年の児童で編制する学級にあっては、三十五人）」という括弧書きを加えさせていただきます。

また、このことによって、東京都が昨年来進めてきた小一問題・中一ギャップ加配については、小学校第1学年部分はこの中にのみ込まれる形になるため、備考欄から、小学校第1学年に関する記述を削除するという改正内容になっております。

施行年月日は、法律が本日公布されたことから、本日御決定いただきましたら、本日から施行してまいりたいと考えております。

平成23年度は、小学校第1学年は38人基準、小学校第2学年は39人基準、中学校第1学年は38人基準という小一問題・中一ギャップ加配を既に進めており、4月から、227学級・269人の教諭加配を実施しておりますが、この改正に伴い、これに加えて小学校第1学年は35人基準編制により239人の教諭が必要となると見込んでおります。

本日、御決定ただけましたら、連休明けから教諭が配置できるよう、速やかに準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、文部科学省は、今後、この35人学級を小学校2学年、小学校3学年と段階的に広げていく方針ですが、これに伴い、東京の教育への影響があります。その件について、人事部長から説明させていただきます。

**【委員長】** では、人事部長、よろしく申し上げます。

**【人事部長】** 本日席上に御用意しました「少人数指導加配定数の削減について」の資料を用いて説明させていただきます。

小学1年生の35人以下学級そのものは東京都教育委員会の施策に合致すると考えて

おりますが、その原資を生み出すために、国が少人数指導加配定数を削減した問題について御説明いたします。

今回の国の対応ですが、小学1年生の35人以下学級を実現するためには4,000人の教諭が必要となります。この数を捻出するため、国は、児童・生徒数の減少に伴う教員数の自然減分の2,000人と純増分の定数300人を活用し、合わせて2,300人の定数改善を行いまして、不足する1,700人分については少人数指導加配の転用で賄うこととしたわけですが、ここに問題があると考えております。

国が、その転用1,700人分を都道府県に対してどのように負担させたかという点、当初、国は、各県の教育に実害が生じないように、既に少人数加配を小学1年生の35人学級に転用している県を中心に、その部分の加配を削減していくとしていました。しかしながら、最終的には全県一律の削減率を適用することに方針転換がなされました。このことは、これまで少人数指導を推進するためにこうした転用を全く実施していなかった東京都にとっては非常に打撃となります。

イメージ図を用いてそのことを御説明いたします。少人数加配定数が100あった県の状態とお考えください。今回の削減率を仮に10%として模式化してございます。A県のケースでは、少人数指導で得た100人の加配定数を全て35人学級づくりに転用していた場合を想定しております。こうした場合、10%の10人が削減されると加配定数は90人になりますが、どこに影響が出るかというと、35人学級に転用しておりますため、こちらが形の上では減ることになります。しかし、少人数指導はもとより実施していないので、ここには影響はありません。また、35人学級は標準法に従って別途人員が措置されるので、そちらにも影響はないことになります。

B県のケースでは、半分を35人学級に転用していた場合です。50人と50人に分けており、10人削られた場合、どこから外すかというと、少人数指導の数を温存して35人学級を40人にすれば、35人学級は正規に措置されるので少人数指導は維持できる形です。

しかし、少人数指導加配を転用せずに素直にそのまま実施しているC県のケース、

東京都はこの場合に当たりますが、この場合、削減分の10人の減少がそのまま少人数指導への影響として出てきます。こうなると、35人の定数改善の効果がこういうところに悪影響として出てきてしまいます。

具体的に、東京都への影響として、「2 小2でも転用が行われた場合の都への影響」を御覧ください。東京都における少人数指導の現状として、まず円グラフを御覧ください。現在、90パーセントを超える学校で何らかの形の少人数指導が行われていますが、左のグラフで、小学1年生ではほとんど行われておらず、小学3年生以上、中学年、高学年の授業で行われていることがわかります。右側のグラフは対象教科別のものですが、ほとんどが算数の少人数指導で使われている状況でございます。

こうした状況の中で少人数指導のための加配が削減されると、小学1年生は35人学級になって指導が充実するかもしれませんが、中学年、高学年で行われている算数の少人数指導の一部が実施できなくなる可能性が出てきます。少人数指導の効果は、東京都教育委員会としては非常に大きいものと考えております。現に算数の成績は全国の中でも東京ではかなり良い結果が出ておりました、東京都教育委員会としては、今回、国が行ったような原資の捻出方法は問題であろうと考えております。

現在、東京都教育委員会としては、今回の削減分は学校に影響が出ないように配慮しております。しかしながら、来年度以降、小学2年生の35人学級が実施され、相当分の少人数を更に削減されるとなると、一定の影響が出てくると考えられます。35人学級の推進は、財政負担を含めて国の責任で実施すべきものと考えておりました、これまでも東京都教育委員会は国に対して、様々な機会を捉えて、35人学級を推進する場合は少人数指導加配を原資としないよう求めてきておりました、今後ともこのことを強く主張してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの御説明に対して、御質問、御意見がございますか。

【竹花委員】 国は、小学1年生の35人学級を実現するために、少人数指導加配の

先生たちを削減することで対処したわけですが、通算すると300人増えているということで、この300人は、彼らの今の配分方針によればどこに行きますか。東京都にも幾分かはプラスとして来ますか、来ませんか。

【人事部長】 小学校1学年の35人学級をつくるために新たに339人が措置されますので、その部分は国の定数改善4,000人分の中から来ることになります。

【竹花委員】 300人のうち、昨年までの配分基準で、何人が国から来て、今年は何人来ますか。

【人事部長】 昨年までは、国からはその339人は全くありませんでした。

【竹花委員】 そういう問題ではなくて、全部をプラスマイナスして、東京都にとって、良くなったのか、悪くなったのかということをもとに聞きたいわけです。

【人事部長】 当然、良くなっております。小学1年生が35人学級になるということによりまして、大きく増員が図られていることになります。

【委員長】 どのくらいの増員ですか。

【人事部長】 その小学1年生の部分が339人でございます。

【委員長】 339人増えたということですね。

【人事部長】 はい、そうです。ただ、先ほど申しましたように、一律削減分がありますので、定数上の考え方として、96人が削減されます。この少人数指導に措置される一律の削減が問題であると考えています。単純に数の上だけでは改善されているとは言えません。

【竹花委員】 それは良いことではないですか。

【委員長】 財務省の窮余の一策という感じではありますね。

【竹花委員】 そうであるとすれば、それを生かして、東京都の現在の教育にどううまく合わせていくことができるのかということだと思います。35人学級編制については、画期的な対応として決して評価しないわけではないのですが、激変緩和ということもあろうかと思えます。要するに、少人数指導がそれなりの役割を果たしていて、もっと拡充されるべきものと考えてこれまで措置してきたのに、突然この部分が減っ



てしまうのは、それは違うと思います。それはやはりそれなりの措置を暫時講じていく過程で、35人学級が東京都において全面的に実施し得ない場合があってもしかるべきだと思います。

現実にならっているのかわかりませんが、少なくとも今年度については、その結果、少人数指導に当たる教員が大きく減ることは避ける措置をとったということであれば、それを追認する形で対処しても、国から文句を言われるような筋合いではないと思います。

**【地域教育支援部長】** この標準法は、いわゆるナショナルミニマムを規定する法律でありまして、国で法律が改正されたということは、これは義務と理解せざるを得ないと考えております。ナショナルミニマム違反になりますので、したがって、本日議案を提出して学級編制基準を改正していただきたいと考えております。

**【委員長】** だからこそ、加配の部分には手をつけなくて欲しい、35人学級だけ措置して欲しいということを主張してきたのですが、残念ながら加配の部分に手をつけられたということです。

**【地域教育支援部長】** そうです。柔軟にトレードオフできる体制になっていませんので、35人は35人で法律上実施しなければなりません。

**【委員長】** 財務省は、財源がないので、そこを削ってこちらに持ってきたということでこの点についてはある程度は理解できます。しかし、加配によって、少人数指導などが可能になり、大いに効果が上がっているのです、その部分は手をつけなくて欲しいと文部科学省も要請し続けてきたのですが、結果はそうはなりませんでした。

**【竹花委員】** そうすると、地域教育支援部長のお話では、これは法律だからかたくなに今年度も守らなければいけないということが基本的な立場ということでしょうか。既に配置基準も決定しており、学級編制も決まっています、38人くらいになっている学級も現にあるわけでしょう。

**【地域教育支援部長】** あります。

**【竹花委員】** それは35人に編制し直すわけですか。

【地域教育支援部長】 はい、編制し直します。ただし、学級は4月から既に編制しておりますので、それを強引に割らなければいけないかどうかは別問題と考えておりました。教員は必ず送ります。区市町村の立場で、これはTT（ティームティーチング）方式が混乱が少なくていいと。例えば、38人の学級があったとすると、今回の基準適用によって本当は割って2学級にしなければいけないのですが、学級は4月から既に編制されておりました。それを一律に実施すると学校現場で混乱が生じる可能性があります。したがって、やむを得ない場合、学級は割らなくても構いません。ただ、教員は、東京都として追加配置します。このような柔軟な対応をとらせていただきたいと考えております。

【委員長】 ある場合は、19人学級になるということです。

【竹花委員】 それでも構わないということですか。

【次長】 それに加えて、小学校1年生は来年度は2年生になるわけですが、来年の2年生も35人になるかどうかは、現時点では明確には決まっています。

【委員長】 引き続き実施すると言っているのですが、財政状況によるという条件が付いています。

【次長】 はい。したがって、仮に財政的な問題等で、このまま推移した場合、一度分けた学級をまた戻さなければいけないという事態もあり得ます。

【竹花委員】 どういうことでしょうか。

【教育長】 学年進行するので、35人学級で編制して2つに分けたら、学年進行したら……。

【竹花委員】 同じ児童数なのに、1年生では5学級あって、2年生になると4学級になるということはあるということですか。

【地域教育支援部長】 例えば、今年度は小学校第一学年で38人の学級があったとします。それを、今回の法律によって19人と19人の2学級に分けたとします。来年、その学年は2年生になります。仮に法律が改正されなければ来年度は適用されませんので、再び38人学級に戻さなければいけなくなります。そうすると、第1学年は19人

で運営していたものが、また38人学級に戻ってしまいますので、現場としては大きな混乱のもとになってしまいます。

【竹花委員】 部長がおっしゃるように、文部科学省の法律が最大数を決めるものであって、下回ることはあってもこれを上回ることはできないのであれば、それに従わざるを得ないわけですね。

【地域教育支援部長】 そうなります。そこで、T T方式も可として、現場の判断で教員を追加配置して、今年度は学級分割しない形にすれば、円滑に来年度に移行できる可能性もありまして、その辺りは現場の判断になります。

【委員長】 6月までに、こうするという方針が決められれば、その問題はなくなったのですが、今回の決定は小学1年生についてだけで、2年生以降は今後検討するとしています。しかも、財政状況が改善されればという付帯事項が付いているわけですね。

【次長】 そうです。東京都が単独で実施した際は、小学校1年生と2年生をセットで考えて措置しております。

【竹花委員】 実際に三百何十人か増えるわけですが、どのように採用するのでしょうか。

【人事部長】 私どもが採用を決定したのは昨年10月でしたが、その時期には、この法案が可決するかどうかわからない、予算も通るかどうかわからないという状態でした。したがって、正規教員として採用してしまうことはできないという判断がありまして、私どもは、補欠のような扱いで、期限付任用教員という1年有期のものを正規教員の枠外で確保しております。この数が一定程度ありますので、そこから任用して補充していく形になります。

【竹花委員】 その先生方は、現時点では、学校現場では仕事をしていないのですか。

【人事部長】 本日時点では、そのような形になります。大学を卒業して、まだ仕事をしていない状況で、翌年度、正規教員の採用選考を再度受けるという方が多うご

ざいます。

【竹花委員】 期限付採用というのは、既に採用しているということではないのですか。

【人事部長】 名簿に登録されておりまして、補欠のような立場になります。そこから、私どもの必要に応じて有期で任用していきます。

【竹花委員】 それだけでこの三百数十人が賄えるわけですか。

【人事部長】 賄えます。期限付任用教員の名簿には約1,300人が登載されています。

【竹花委員】 そういう人たちにとっては、幸運な話ですね。

【人事部長】 そうですね。期限付任用教員として一定期間勤務した者は、翌年度は面接からの受験になりまして、筆記試験は免除されます。

【竹花委員】 わかりました。

そうすると、これまで実施していた小一・中一加配ということで加配していた先生は、厳格にこの35人学級を守ると、どのくらいの影響がありますか。今まで小一問題等のために加配していた先生たちを、そうではない形で使わざるを得ない、あるいは、その先生たちを配置から外さなければいけないことになるのでしょうか、そういう人数はどのくらいいますか。

【人事部長】 先ほど松山部長が申しましたように、のみ込まれる形になります。つまり、小一・中一加配で、既に小学校1年生に配置していた先生は、1年目で58人、今年度は42人を追加しましたので、既に定数上100人が措置されておりました。そこに339人が上からかぶってきます。これは全てに国費が当たる形になりますから、都単独の職員ではなくなってそこが上書きされていきますので、先ほど申し上げた平成22、23年度の小一・中一加配分の合計で100人が国費の職員に振り替わる形になります。単純に言うと、100人の分の国費が付いた形になります。

【竹花委員】 そうすると、残りの239人はどうするのでしょうか。

【人事部長】 今回の小学校1年生で、加配といいますか、学級編制に組み込まれ

たものが339人ということになり、その239人分にも当然国費が充当されます。

【竹花委員】 そうすると、339人のうち100人は既に小一問題で定数措置されているから、前提として、35人学級にした場合は、小学校に配置しなければいけない先生は何人足さなければいけないのでしょうか。

【人事部長】 40人学級という旧来の前提でいきますと、そこから3段階になっているわけですが、その上から、今回の35人学級に必要な人数は339人です。

【竹花委員】 このうち100人は既に東京都教育委員会が独自に措置していたから、239人は新たに配置しなければいけないわけですね。

【委員長】 そういうことになりますね。

【竹花委員】 その239人は国費で賄えるから、今年は少人数指導のために加配された人には全く手をつけなくてもいい状況ですか。つまり、措置することによって、部長が懸念していた、少人数指導のために加配された先生を、そのために引き上げるということを要するのですか。

【人事部長】 理論上はそうですが、様々な工夫を講じまして、少人数指導には影響が出ないようにできる予定です。もともと持っている定数で様々な工夫ができますので、定数の範囲内で行います。

【竹花委員】 それはできるわけですか。

【地域教育支援部長】 今年度はできる見込みです。

【人事部長】 96人という数であれば、何とかなるだろうと考えております。

【竹花委員】 わかりました。そうすると、基本的に、先生の数全体としては増えて、これまでの少人数指導がそのまま維持できて、小一問題は、38人のところを35人の形にしたから、小学校1年生を担当する先生方が少し手厚くなるということで、ある意味では、東京都にとってはプラスになったということですね。

【教育長】 トータルとしてはそうですね。

【人事部長】 それは、私どもの様々な工夫によって、何とかその状態を今年度は保持できましたが、これが更に来年度以降も振替削減になっていくと、とても無理だ

と考えております。

【竹花委員】　しかし、それは、東京都の小学校の教職員数が増えるのであれば前向きに捉えて、あとは都の努力で少人数指導をどのように拡充していくかをもう少ししっかり考えてはいかがでしょうか。少人数指導の場合は正規職員ばかりではなく、もっとほかの方法もあるわけですから、そういう形を工夫することで少人数指導を行う学級を更に増やしていくことは、生徒に対する個別対応を強化するという意味で大切だと思いますので、そういう視点で、来年度以降、また大きな課題にして、減った分をプラスする以上の少人数指導の拡充に向けて、新たな政策を立ち上げるくらいのことを考えて、その中でのみ込んでいくようにすると思いますので、その点での努力を是非ともお願いしたいと思います。

【委員長】　一番望ましい形は、来年度も再来年度も、国が標準法を変えてくれることだと思います。

【人事部長】　ただし、その原資は地方公共団体の負担がないようにと思っております。少人数指導対応の加配を減らさないようにと。

【委員長】　東京都は恵まれているからまだいいですが、ほかのところは大変です。本件については、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、原案のとおり承認しました。

とりあえずは、先生の数が増えるからという点ではいいのですが、来年度以降、またがんばる必要があるということですね。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

(午前10時01分)